公益社団法人岸和田青年会議所会計細則 新旧対照表

新 旧 第9条 原則として**経理担当者**は、毎月試算開第9条 原則として経理担当者は、毎月試算表 及び収支予算執行残高表を作成し、経理 表及び収支予算執行残高表を作成 し、専務理事の検印を受け、理事長|責任者の検印を受け、理事長に提出しなければ に提出しなければならない。 ならない。 第 15 条 金銭の出納及び保管は、すべて<mark>経理責</mark>第 15 条 金銭の出納及び保管は、すべて専務理 任者の許可を得て金銭出納担当者が 事の許可を得て金銭出納者が行う。 行う。 小切手帳、請求書及び領収所の用紙 小切手帳、請求書及び領収所の用紙 の保管についても又同じ。 小切手の作成は、金銭出納担当者が の保管についても又同じ。 小切手の作成は、**金銭出納担当者**が これを行い、総務委員長が捺印を行 これを行い、金銭出納責任者が捺印 う。 を行う。 |第 19 条 収入すべきことが確定した金額につ |第 19 条 収入すべきことが確定した金額につ いて、請求書を発行すべき時期が到来した いて、請求書を発行すべき時期が到来した |ならば、**経理責任者**はただちに所定様式の請求||ならば、経理担当者はただちに所定様式の請求| 書を発行しなければならない。 書を発行しなければならない。 第 20 条 金銭出納にあたっては、所定様式の領第 20 条 金銭出納にあたっては、所定様式の領収 収書を作成交付しなければならない。 書を作成交付しなければならない。 領収書は原則として、**金銭出納担当者**が作成 領収書は原則として、金銭出納担当者が作成しこ し、経理責任者がこれに捺印する。 れに捺印する。 第30条 小口現金の取り扱いは、次による。 第30条 小口現金の取り扱いは、次による。 1. 小口現金は、原則として支払い金額 1.小口現金は、原則として支払い金額 の少額なもの(1万円以下)、郵便切手 の少額なもの(1万円以下)、郵便切手 などの経常的なもの及び緊急や、やむ などの経常的なもの及び緊急や、やむ を得ざる現金支払いにあてる。 を得ざる現金支払いにあてる。

2.保有限度は15万円とする。

3.小口現金の支払い及び保管

2. 保有限度は15万円とする。

3. 小口現金の支払い及び保管は、金銭

出納担当者がこれにあたる。

4. 小口現金による支払いは、適正な支 払い証憑を受領し原則として、これに 経理責任者の承認を受けた後に行う。

- 5. 経理責任者は毎日締め切り後、小 口現金出納帳及び手許現金を照合点 検した事実を証するため、捺印しなけ ればならない。
- 末期には銀行残高証明書を徴して帳簿る。 残高と調整の上確認する。
- は、金銭出納担当者がこれにあたる。 4.小口現金による支払いは、適正な支払 い証憑を受領し原則として、これに総務 委員長の承認を受けた後に行う。
- 5.出納担当者は毎日締め切り後、小口現 金出納帳及び手許現金を照合点検した 事実を証するため、捺印しなければなら ない。

第31条 金銭出納担当者以外の者で総務委員 第31条 出納担当者は、毎月末預金について残高 長が指定する者は、毎月末預金についを銀行残高と照合調整し、決算末期には銀行 て残高を銀行残高と照合調整し、決算残高証明書を徴して帳簿残高と調整の上確認す